

## 獣 医 師 と 動 物 愛 護 ・ 福 祉

木村芳之<sup>†</sup>（日本獣医師会動物愛護福祉担当理事・群馬県獣医師会会長）

動物は、人間の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえない存在である。人と動物とのより良い共生社会を目指し、当然であるが、私たち獣医師は動物の愛護・福祉について最も考えなくてはならない。

動物の愛護・福祉について論じる前に、少し人の福祉を考えてみたい。

福祉の「福」と「祉」の文字は「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味しており、社会の全ての人々に平等にもたらされるべき幸せを言う。体系としては日本国憲法第25条に記された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」等が根拠である。福祉は、公的配慮によって社会の成員が等しく受ける事ができる安定した生活であり、個人や家族だけでは解決することのできない生活上の問題に対応していくことを目的に、社会的に行う取り組みである。また、住民自身による相互扶助や援助活動、住民の生活を支えることを目的にした政策・制度などの総称と言える。

かつて、福祉の対象者は主体性のない貧しい人々であった。経済の発展、福祉国家の誕生、基本的人権のもと、人は、平等に、個人として尊重されなければならないと定められた。しかし、高度に発展した社会は複雑な環境を生じ、人はその現代社会に適応して生活しなくてはならなくなった。現代の労働環境、家族構成、少子高齢化は多くの問題を生じた。障害がある人も個人として尊重され社会の中での処遇も改善されたが、その人その人に応じた社会の援助や国家の制度もまだ不足している。人の社会福祉制度は、個人と社会制度の間に取り結ぶ社会関係の不調和を調整する機能の体系と言え、常に変化し拡大傾向にある。

社会福祉制度は、制度を支える人、理解している人、担う人がいて、初めて享受する人に手を差し伸べられることは言うまでもない。これには福祉国家の概念が不可欠である。経済的な基盤と社会問題、福祉制度の必要性の教育、あるいは体験が必要である。

為政者や福祉関係者が制度の必要性の教育を受けて理

解していることで社会福祉制度が成り立つ。福祉制度の恩恵を享受する人たちが、その制度を理解しているか、自己都合だけではないか、憲法上の生存権に依存していないか、感謝の意はあるのかは疑問である。しかし、何れにせよ福祉制度を支えるためには福祉概念の教育が重要であり不可欠である。

飼育動物の福祉とは、飼育動物において、適切な環境、適切な食事、通常の行動ができる事、他の動物と一緒にもしくは隔離して生活すること、痛み・苦痛・外傷や疾病から守られていることである。これに伴う飼い主の責任は、きれいな水と適切な食事を与えること、個体に合った快適な環境を与えること、予防的獣医療と迅速な診断、治療を与えること、同種その他の個体と適切な接触の機会を与えること、人や動物との接触を避けられる場所を与えることなどの条件が満たされていることであるといわれる。

動物福祉は、人の福祉制度と同様に、社会の変革とともに更に発展的に考えられなくてはならない。今後、動物行動学、生態学、精神的な検討が増加すると推察される。

我が国において、動物の愛護・福祉の法的根拠は動物愛護法「動物の愛護及び管理に関する法律」（最終改定平成23年6月24日）である。欧米での動物福祉は、動物福祉法（Animal Welfare Act）として動物福祉を促進するために必要な包括的な措置を定めた法律として、アメリカ合衆国（1966年）やイギリス（2002年）、英国動物福祉法（2006年）（精神的・肉体的に充分健康で、幸福であり、環境とも調和している状態で飢えと渇きからの自由、不快からの自由、痛み、怪我、病気からの自由、恐怖や抑圧からの自由、正常な行動をする自由があるとある）など法律として存在する。このほか、動物福祉に関連した法律を運用している国も多数存在する。日本では、動物福祉のみの法律はない。

現在の日本は、良い悪いは別として、成熟した社会状況にある。前段で人の社会福祉でふれたが、現代社会の歪によって人は動物に対して心の癒しなどを求めるようになった。日常生活に潤いを与えてくれる家庭動物は家族の一員として位置づけられ、そのことから動物に対する

<sup>†</sup> 連絡責任者：木村芳之（木村動物病院）

〒370-2107 高崎市吉井町池1369-1 ☎027-387-2520 FAX 027-387-3737 E-mail: kah@mail.wind.ne.jp

考え方・処遇が注目されてきた。

動物愛護・福祉の公的展開は為政者や動物福祉関係者の愛護思想への理解があって社会に効率よく展開される。現在の状況は、国民の動物愛護・福祉の要求に公、行政が充分応えているとは言い難い。一般国民、愛護団体の動物愛護福祉への要望と公的な動物愛護・福祉の考えとの間には温度差を感じる。動物の愛護・福祉を理解している指導者の登場が求められる。動物愛護教育を受けず、知識を持たず、社会からの必要性のみに応えようとする公的上層部では、動物の愛護・福祉が発展的に制度化されるとは思い難い。何らかの動物愛護教育を受けた世代を待たなければ制度化できないかもしれない。動物愛護福祉の理解度には、世代差を強く感じる。現在、社会は、動物愛護福祉施策をより必要としているが、為政者での理解者を探すのはなかなか難しい現状がある。東日本大震災における産業動物、家庭動物の公的処遇は動物愛護・福祉の概念からかけ離れた場面が多々見受けられた。また、経済活動の後退により公的動物福祉政策はさらに難しくなったと感じる。

これからの動物の愛護・福祉は、動物に一番密接な関係がある国家資格者の獣医師とその集団である獣医師会が総合的に考え、社会でのリーダー的役割を果たさなければならない。次世代を担う、動物愛護・福祉を支える子供たちに対する動物愛護教育（幼稚園小学校での動物愛護指導事業、動物児童文学賞など）、動物愛護フェスティバル等の社会啓発、マイクロチップによる個体登録の推進、動物保険制度の設立、などが益々重要とされるであろう。

まず、「動物の愛護及び管理に関する法律」の記載内容を実践できるまで社会の認識を引き上げる事が望まれる。

動物の愛護・福祉の社会的意識が向上する事が獣医療の発展を促し、動物の愛護・福祉啓発活動は獣医療を支え则认为る。

私たち人より短く限られた「いのち」を私たち人間に捧げてくれる動物に感謝し、我が国において動物の愛護・福祉に関して多く論じられ、動物にとってより良い環境がもたらされることを願う。